

裁定申請手数料

手数料の名称	内 訳	単位	金 額
①地域福利増進事業のための土地 使用权等取得の裁決申請手数料	損失補償の見積額が10 万円以下の場合	1件	27,000円
	見積額が10万円を超え 100万円以下の場合	1件	2万7,000円に見積額の10万円を超える部分が5万円に 達するごとに2,700円を加えた額
②地域福利増進事業のための土地 等使用权の存続期間延長の裁定申 請手数料	見積額が100万円を超 え500万円以下の場合	1件	7万5,600円に見積額の100万円を超える部分が10万円 に達するごとに3,400円を加えた額
	見積額が500万円を超 え2,000万円以下の場合	1件	21万1,600円に見積額の500万円を超える部分が100 万円に達するごとに3,500円を加えた額
③収用又は使用の裁定申請手数料 (土地収用法の特例)	見積額が2,000万円を 超え1億円以下の場合	1件	26万4,100円に見積額の2,000万円を超える部分が 400万円に達するごとに4,800円を加えた額
	見積額が1億円を超える 場合	1件	360,100円